

4教義第384号
4教保第203号
令和4年(2022年)7月20日

市町村(学校組合)教育委員会教育長様

長野県教育委員会教育長

「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン」
の改定について(通知)

このことについて、別紙のとおり県立学校長あて通知しましたので、参考にしてくだ
さい。

長野県教育委員会事務局義務教育課管理係
(課長)加藤 浩 (担当)栗林勝幸
電話 026-235-7426(直通)内線 4338
FAX 026-235-7494
Email gimukyo@pref.nagano.lg.jp

長野県教育委員会事務局保健厚生課保健・安全係
(課長)永岡 勝
(担当)中島広介 小田切優美 梅本絵里
電話 026-235-7444(直通)内線 4447
FAX 026-234-5169
E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp

4 教高第 244 号
4 教特第 197 号
4 教学第 338 号
4 教心第 153 号
4 教保第 203 号
4 教ス第 188 号

令和 4 年（2022 年）7 月 20 日

県立学校長 様

教 育 長

「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン」
の改定について（通知）

新型コロナウイルス感染症については、本日「医療警報」の発出に伴う県立学校の対応について（令和 4 年 7 月 20 日付教育長通知）により感染防止策の実施をお願いしたところ
です。

県立学校においては、「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン」
により感染症対策を実施して教育活動を進めているところですが、これまで通知等で取扱い
を変更した内容を整理し、同ガイドラインを改定しましたので、今後の学校運営に遺漏のな
いようお願いします。

なお、今回の改定には、今般の感染拡大に対応するための追加対策等はなく、最新の内容
に更新したものであることを申し添えます。

高校教育課管理係 （課長）服部靖之 （担当）志津千代子 電話 026-235-7430（直通）内線 4364 FAX 026-235-7488 E-mail koko@pref.nagano.lg.jp	特別支援教育課指導係 （課長）酒井和幸 （担当）勝又和彦 電話 026-235-7456（直通）内線 4372 FAX 026-235-7459 E-mail tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp
学びの改革支援課高校教育指導係 （課長）曾根原好彦 （担当）廣田昌彦 電話 026-235-7435（直通）内線 4390 FAX 026-235-7495 E-mail kyogaku@pref.nagano.lg.jp	心の支援課生徒指導係 （課長）滝澤 崇 （担当）山寺政幸 電話 026-235-7436（直通）内線 4415 FAX 026-235-7484 E-mail kokoro@pref.nagano.lg.jp
保健厚生課保健・安全係 （課長）永岡 勝 （担当）中島広介 小田切優美 梅本絵里 電話 026-235-7444（直通）内線 4447 FAX 026-234-5169 E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp	スポーツ課学校体育係 （課長）北島隆英 （担当）酒井修一 電話 026-235-7448（直通）内線 4465 FAX 026-235-7476 E-mail sports-ka@pref.nagano.lg.jp

新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン

令和4年7月20日最終改定

長野県教育委員会

本県においては、これまで、県立学校において、「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン」により、感染症対策を徹底しながら教育活動を推進してきた。

令和4年1月以降のオミクロン株の拡大に伴う第6波に対応するため、学級閉鎖等の条件を定めることで学校内での感染拡大防止を図った。特にまん延防止等重点措置期間中は、分散登校・オンライン授業の併用などにより接触機会を低減した。

また、令和4年度新学期に入り、通常登校・対面授業を基本とする一方、「予防的対策の徹底」と「陽性者発生時の対応」は原則継続することにより、高い水準で推移してきた児童生徒を含む10代以下の陽性者数は4月中旬をピークに減少し、5月17日に学級閉鎖等の条件を緩和した。

しかしながら、現在、再び感染者が増加しており、第7波の入り口に差し掛かっている状況であるため、本ガイドラインを改定、徹底することにより、児童生徒への感染リスクを低減させ、教育活動を継続する。

なお、本ガイドラインは、今後の状況の変化に応じて必要な見直しを行う。

1 学校における基本的な感染症対策について

(1) 基本的な感染症対策の実施

① 「感染源を絶つこと」

ア 検温等健康チェック

- ・必ず自宅で検温（朝晩）する。
- ・体調に異変を感じた場合（発熱や咳、のどの違和感や鼻水、だるさ、頭痛など（※）は、医療機関に相談・受診し、症状がなくなるまで自宅で休養するように徹底する。家族にも毎朝の検温等、健康状態の確認を依頼する。体調に異変を感じた家族がいる場合はその間、登校を控えさせる。

（※）その他の症状として、呼吸困難、鼻閉、味覚・嗅覚異常、関節筋肉痛、下痢、嘔吐、吐き気

- ・児童生徒やその家族の健康状態を確実に把握できるよう、保護者との連携を図る。休日・夜間においても連絡体制を整えておく。
- ・健康チェックカード(別紙1)や健康観察アプリを活用する。

イ 教員による健康観察とその対応

- ・登校後すぐに、健康チェックカードの確認と健康観察の実施を徹底する。（登校前に検温等ができなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び体調を確認する。）
- ・登校後に体調に異変を感じた児童生徒については、保護者に連絡して速やかに安全に帰宅させ、医療機関に相談・受診し、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導する。

②「感染経路を絶つこと」

ア 一人ひとりの基本的な感染症対策の徹底

(手洗い)

- ・石けん等による丁寧な手洗い(10秒のもみ洗いの後15秒流水で流す)(以下「手洗い」とする。)を励行する。(外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、給食(昼食)の前後、掃除の後、トイレの後、共有のものを触ったときなど)

※手洗いの後にさらにアルコール消毒液を使用する必要はない。

※石けん等による手荒れの心配がある場合は流水でしっかり洗うなどの配慮をする。

(咳エチケット)

- ・感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、ひじの内側などを使って口や鼻をおさえる。マスクを外す場面では、咳エチケットを心掛ける。

イ 校内の衛生管理体制の整備

(校舎内の消毒・清掃による清潔な空間の保持)

- ・通常の清掃活動の中に消毒を取り入れる。新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えない。また、スクール・サポート・スタッフや地域の協力を得て実施することも考えられる。

- a. 教室(共用の教材・教具・情報機器、机、ドア取手、窓取手、黒板ふき、ゴミ箱など)
- b. トイレ、手洗い場(水洗レバー、トイレットペーパーホルダーなど)
- c. 体育館(児童生徒が共用で使用する物品、照明スイッチ等)
- d. 保健室のベッドや処置台をできるだけ距離を離し、児童生徒が休養するごとに消毒

- ・蓋つきのごみ箱にごみ袋を設置するとともに、鼻水やくしゃみによる唾液などの体液等の汚物の処理は手袋を着用し、ごみ袋の口をしっかりと縛るなど感染源に触れないよう徹底する。

※清掃を児童生徒が行う場合は、特に換気やマスクの着用、終了後の手洗いを徹底する。

③「抵抗力を高めること」

身体全体の免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるよう指導する。また、予防接種が新型コロナウイルス感染症の発症や重症化の予防等に効果があることについて伝えることも考えられる。

(2) 集団感染のリスクへの基本的な対応

「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」という3つの条件(3つの密(密閉、密集、密接))が重なる場を避けることはもちろん、3つの密が重ならない場合でも、できる限り「ゼロ密」を目指す。

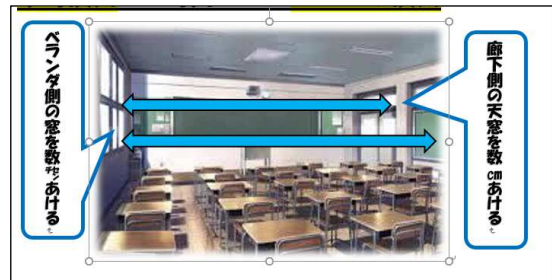
なお、以下のような場面は感染リスクが高まるため、十分注意する。

- ・寮や宿泊学習時の狭い空間での共同生活など閉鎖空間が共有される場面
- ・休み時間等や、居場所が切り替わる場面（更衣室や部室など）
- ・給食等飲食時、マスクを外している場面

① 換気の徹底

ア 常時換気の方法

- ・原則として窓を常時開放する。可能であれば2方向の窓を同時に開ける。（空調使用時においても換気は必要）
- ・天候等により常時開放が難しい場合でも30分程度毎に行う。
- ・衣服等による温度調節にも配慮する。



イ 窓のない部屋

常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分な換気に努める。また、使用時は、人の密度が高くなるように配慮する。

ウ 体育館

換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い体育館であっても換気に努める。

エ エアコンを使用している部屋

換気機能のないエアコンを使用している場合は、換気に努める。

オ 換気設備の活用

換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転する。換気設備の換気能力を確認し、換気能力が足りない場合は、窓開け等による自然換気と併用する。

（寒冷時の換気等の工夫）

- ・室温が下がらない程度に、窓を少し開ける。（室温は18℃以上を目安）
- ・適度な湿度（40%以上を目安）を保つよう工夫する。加湿器や教室内の蒸発皿の設置、清潔な濡れたタオルを干すなどにより湿度を上げる。
- ・教室の広さや暖房器具並びに教室内の人数等により二酸化炭素濃度が上がる時間が異なることから、学校薬剤師に室温や湿度、空気を清潔に保つための換気の方法について助言をしてもらう。

② 身体的距離の確保

- ・児童生徒の座席の間隔について、できるだけ2m（最低1m）確保し、対面とならないような形をとる。

③ マスクの着用

- ・マスクは鼻と口を確実に覆い、隙間ができないよう正しい方法で着用する。
- ・マスクは不織布、布、ウレタンの順に効果があるとされていることを踏まえ、保護者に適宜情報提供するとともに、必要に応じて不織布マスクを推奨する。
- ・学校長は、「学校生活における児童生徒のマスク着用に関する基本的な考え方」を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部発出「マスク着用についての目安」（別紙2）を基準にマスク着用に関する指導方針を決定する。

（学校生活における児童生徒のマスク着用に関する基本的な考え方）

マスクの着用は、引き続き基本的な感染防止対策として重要

児童生徒が、マスクの着用は、口や鼻からのウイルスの飛散・吸入を抑制する効果があることを理解し、引き続き基本的な感染防止対策を徹底するよう指導する。

児童生徒が、感染リスクの低い場面では、安心してマスクを外すことができる環境を整えることが重要

マスク着用が日常化したことで、「素顔を見せることに抵抗がある。」「昼食時など限られた時間でしか友だちの顔がわからない。」との児童の声や「身体への影響やコミュニケーションを学ぶ観点からマスク着用を指導することを止めてほしい。」などの保護者の声が寄せられている。

マスク着用の意義や必要がない場面を児童生徒が皆で考える時間を作ったり、保護者と認識を共有するなど、安心してマスクを外すことができる環境を整える。

児童生徒が、マスク着用についてお互いの対応を尊重することが重要

家族に医療関係者や重症化リスクが高い方がいるなど感染を最大限防ぐためマスクを着用したい、あるいは、アレルギー疾患（花粉症など）のためマスクの着用が必要な児童生徒がいる一方、触覚・嗅覚等の感覚過敏や呼吸器機能の障害などによりマスク着用が困難な児童生徒がいるなど、人は、それぞれ様々な事情を抱えていることもあることを児童生徒が理解し、マスク着用についてお互いの対応を尊重するよう指導する。

(3) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

① 登校の判断

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の中には、呼吸の障がいがある者もおり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をする。その際、医療的ケア児が在籍する学校においては、学校での受入れ体制も含め、学校医にも相談する。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等（以下、「基礎疾患児」という。）についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をする。

② 登校の判断にかかる欠席の扱い

登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日（出席停止として記録）」として扱う。

③ 学校教育活動における感染対策

ア 医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員は、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行う。

イ 原則として、校外活動等に際しては、共用の物品がある場所や不特定多数のいる場所の利用を避ける配慮をする。

ウ 医療的ケア児等が多数在籍する重度重複障がい学級の児童生徒は、基本的に教室

内で学習し、他の教室の児童生徒及び職員との接触を極力避ける。また、教室への入室者は必要最低限の者とし、入室のたびに手洗い又は手指消毒を行う。

(4) 大会や留学等で海外又は県外に滞在歴のある児童生徒等の対応について

- ① 海外：政府の要請に基づき、自宅等での待機期間を経ていることなどを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校させる。
- ② 県外：県の新型コロナウイルス感染症対応方針により対応する。

(5) 教職員のリスクマネジメント

教職員本人が濃厚接触者等となった場合や、同居家族に体調に異変を感じた者がいるなど出勤できない場合に、学びを止めないよう体制を整える。

① 職員室等の感染対策

ア 職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2m）し、会話の際は、できるだけ真正面を避ける。

イ 職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、職員室の机と机に間仕切りを設置、または、空き教室を活用して職員が学校内で分散勤務をするなど飛沫感染防止を行う。

ウ 職員会議等を行う際は、最少の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、全体で情報を共有する必要がある場合は、オンライン会議システムを活用する等工夫する。



アクリル板をブック
エンドに取付

② 教職員の出勤等の服務

教職員の休暇等の取扱いは以下のとおりとする。

事由等		取扱い	期間
ワクチン接種		職務専念義務免除 (厚生に関する計画の実施)	その都度 必要と認 める期間
ワクチン接種 による 副反応	発熱等の風邪症状があり「勤務しないことやむを得ない」と認められる場合	特別休暇 (非常災害による出勤困難)	
	上記以外の副反応	職務専念義務免除 (厚生に関する計画の実施)	
教職員が感染した場合		特別休暇 (非常災害による出勤困難)	
教職員又は親族に発熱等の風邪症状がある場合			
教職員及び親族に発熱等の風邪症状がないが、教職員が保健所による健康観察（自宅待機）の対象である場合			
親族が感染した場合に、すぐに入院できずに教職員が世話をする場合			
教職員が検疫法による停留や、感染症法による外出をしないこと等の協力を求められた場合			
教職員が小学校等の臨時休業中の子の世話をする場合			

2 具体的な活動場面ごとの感染症対策について

(1) 各教科等の指導について

各教科等の指導については、以下の点に留意して実施する。

- ① 地域の感染状況に応じ、児童生徒が「接触」「密集」「近距離」となる活動の実施について検討する。なお、感染拡大地域で実施する場合は、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなど工夫する。
- ② 複数の児童生徒が共用で教具（実験器具、体育器具、用具等）を使用する場合、適切な消毒、手洗いの徹底を行う。また、可能な限り一人一つずつ教具の準備を行う。
- ③ 探究学習におけるフィールドワーク等、外部の方と接する場合、地域の感染状況に応じ電話やFAX、Web会議システム等も活用する。

(2) 学校行事等について

- ① 学校行事は、児童生徒の学校生活に潤いを与え、秩序と変化をもたらすものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しながら、感染拡大防止対策を講じた上で可能な限り実施する。
- ② なお、感染拡大防止のための措置を講じても、安全な実施が困難であると考えられる場合は、中止又は延期する。

(3) 部活動について

① 基本的な考え方

ア 部活動の実施にあたっては、可能な限り感染症対策を行った上で、「長野県高等学校の運動部活動方針」、「長野県高等学校の文化部活動方針」および各校で策定した「部活動方針」により行う。

イ 感染状況等により、臨時休業になった場合、部活動は行わない。ただし、令和4年4月28日付け「部活動における臨時休業中の公式大会等への参加に係る例外措置について（通知）」により、学級、学年又は学校が臨時休業期間中（部活動等の活動停止期間中を含む。）であっても、休業の対象となっている学級、学年又は学校に属する生徒のうち陽性者及び濃厚接触者以外の生徒は、公式大会等（※）の前日又は当日に抗原定性検査を実施し陰性が確認できていることを条件に、公式大会等へ参加できるものとする。

（※）高体連、高野連、高文連、中央競技団体等が主催する地区大会、県大会、ブロック大会（北信越大会等）、全国大会

② 感染症対策の徹底

ア 全般に係ることについて

- ・部活動の参加については、児童生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加の強制とならないように十分に配慮する。
- ・児童生徒が体調に異変を感じた場合に発熱等の風邪の症状が見られる時は、絶対に練習（大会）に参加せず、速やかに医療機関に相談・受診し部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- ・活動前後の手洗い、休憩時や練習メニューの切り替わり時等、極力こまめな手洗い、手指消毒及び咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。

- ・長期休業中や休日の活動では、(別紙3)「長期休業および休日の部活動における感染防止対策チェックカード」により活動前に毎回、感染防止対策が徹底されていることを顧問が確認する。

イ 感染リスクに十分配慮しなければならない活動等について

- ・児童生徒が密集する活動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、地域の感染状況に応じ、実施は慎重に検討する。
- ・各競技や各部門等において特性に応じたガイドラインが中央競技団体、中央文化団体等から示されている場合は、それに従って活動する。
- ・飛沫による感染防止の徹底を図るため、運動時以外のマスク等着用を再度徹底する。
例 ⇒試合中のタイムアウト時等、マスクの着用ができない場面ではタオル等で口を覆う。
⇒試合中、ベンチ入り選手もゲームに出ていない場合は、マスクを着用する。
⇒練習開始、終了時等、声を出す場面ではマスクを着用する。

ウ 部活動で使用する用具等の扱いについて

部活動で使用する用具等(ボール、ビブス、ジャグタンク、トレーニング器具、楽器、実験器具等)については、使用前後に消毒を行うとともに、児童生徒間で不必要に使い回しをしない。特に、飲料用ボトルの共用はしない。また、児童生徒は、用具等の使用前後に手洗い、消毒等をする。

エ 活動場所、部室、更衣室等の使用について

- ・体育館・柔剣道場・音楽室・教室等の屋内で活動する際には、出入り口の扉のドアノブ等、人が触れる機会が多い箇所は、こまめに消毒を行うとともに、その場所のドアは広く開け、常時2方向の窓を同時に開けて換気を行う。困難な場合には、こまめに換気をする。また、屋内においては長時間の活動を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数の利用とし、多数の児童生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- ・部室や更衣室等の利用に当たっては、少人数で短時間の利用とし、「三つの密」を避けることに留意する。更衣後は、ドアを開放して換気する。

オ 各種大会、練習試合、合同練習会、遠征、合宿等の参加について

- ・相手校が所在する地域の感染状況、感染症対策等を確認した上で、実施の必要性を含め、実施校の学校長が判断する。
- ・宿泊を伴う活動については、宿泊先等の地域の感染状況等を踏まえた上で、宿泊、合宿等に係る次の各種のガイドライン等(改正された場合は、改正後による)を参考に、十分に感染症対策を講じることや、講じられていることを確認し、学校長の判断で宿泊を可能とする。

- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～ (2022年4月1日 Ver.8) 文部科学省
- 旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第5版) 2021年11月22日一般社団法人日本旅行業協会
- 新型コロナウイルス感染症対策長野県学習旅行(合宿)サポートガイド(第1版)
2020年8月 一般社団法人長野県観光機構
- 新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック(宿泊施設用)第4版 2020年11月長野県
- 新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック(宿泊施設用)別冊
2020年11月17日長野県

- ・ 宿泊人数をエントリーメンバーに限るなど、宿泊人数を最小限とすること。
- ・ 宿泊日数が最小限となるよう行動計画を作成すること。
- ・ 宿泊先では、不要不急の外出を控えるなど、感染リスクを避ける行動を心掛けること。
- ・ 大会主催者等が示す新型コロナウイルス感染防止対策等を遵守すること

カ その他

運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取り扱いに準じる。

(4) 飲食について

① 昼食等の場面の留意事項

- ア 食事前、食事（食器等の片付け）後の手洗いを徹底する。
- イ 食事前後に、机上（配膳台を含む）を消毒する。
- ウ 対面での飲食を避け、食事中的会話は控える。
- エ 食事後の歓談時には、必ずマスクを着用する。
- オ 爪を切るなど清潔な手指で食事をする。

② 学校給食での感染防止

学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うこと。

ア 配膳時の工夫

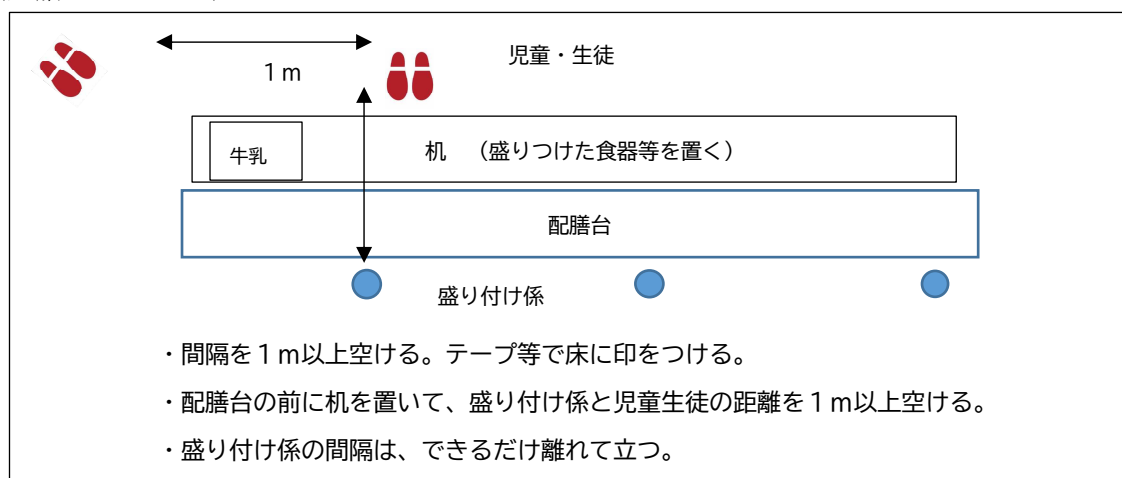
- ・ 下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無を確認する。
- ・ 衛生的な服装（エプロン、マスク、三角巾）を徹底する。
- ・ 手指は確実に洗浄する。
- ・ コンテナ室等が密集しないように時間差をつける。（片付け時も同様にする）
- ・ 配膳中の会話を控える。
- ・ 感染レベルに応じ、短時間で盛り付けができる献立の工夫をする。

（例：配膳時の手間をかけない献立、品数を減らす等）

イ 配膳方法の工夫（学校の規模及び実情を踏まえた対応を検討する）

- ・ 児童生徒の並ぶ間隔（最低 1 m）を空ける等、密集を避ける。
- ・ おたま・しゃもじなどを使用する際には手指消毒をする。

(配膳のイメージ)



③ 片付け時の工夫

- ア 配膳時と同様に、児童生徒の並ぶ間隔（最低 1 m）を空ける等、密集を避ける。
- イ 残食を食缶等に戻す場合は、周りに跳ねないように丁寧に行う。

(5) 図書館の利用

図書館内では密集を生じさせない配慮をし、図書館利用前後には手洗いを徹底する。

(6) 清掃

換気のよい状況でマスクをしたうえで行う。清掃が終わった後は、必ず石鹸等を使用した手洗いをを行う。

(7) 休み時間

地域や学校の感染状況に応じて休み時間の行動について指導の工夫をする。また、感染の状況により、他学年や他学級との交流を少なくするよう配慮する。

(8) 登下校について

- ① 近距離（概ね2 m以内）で会話を行う場合は、マスクを着用する。
- ② 電車・バス内では、マスクを着用するとともに、他の乗客との身体的距離を保ち、会話は控えるなどの乗車マナーを徹底する。

(9) 定期健康診断について

- ① 児童生徒の健康診断について、自治体や郡市医師会との調整により早期に実施する。（6月30日までに実施できるよう計画）
- ② 新型コロナウイルスワクチン接種等の対応のため健康診断の実施体制が整わない等やむを得ない事由により6月30日までに実施ができなくなった場合も、内科検診（心臓検診・腎臓検診・結核検診を含む）については可能な限り速やかに実施することとし、内科検診以外の項目についても、当該年度末日までの間に、可能な限り速やかに実施する。
- ③ 実施を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保健調査の実施など保護者との情報の共有等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し支援すること。
宿泊を伴う行事や対外運動競技等の実施に向けて、学校医、学校、県教育委員会において十分共通理解を図り早期に定期健康診断を実施できるよう調整する。
- ④ コロナ禍で児童生徒の虐待のリスクがあることを考慮し、健康診断時においても十分配慮する。

3 県の感染警戒レベルに対応した感染症対策について

県の感染警戒レベルに応じて下表のとおり感染症防止対策を行う。なお、この他さらに追加の対策を行う必要がある場合においては、別途通知することとする。

令和4年5月23日改定 新型コロナウイルス感染症対策室		学校での感染防止対策
感染警戒 レベル	対策の目安	
1 【圏域】	基本的な感染防止対策 (マスク着用、手指消毒、密集・密接・密閉のいずれも回避すること)や体調不良時の早期受診等の徹底	対面授業、通常登校を基本とする。 【各教科等】 地域の感染状況に応じ、「接触」「密集」「近距離」となる活動について検討する。感染拡大地域で実施する場合は、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなどして実施 【行事】 感染防止対策を講じた上で可能な限り実施。感染拡大防止のための措置を講じても、安全な実施が困難であると考えられる場合は、中止又は延期 【部活動】 感染防止対策を講じた上で実施
2 【圏域】		
3 【圏域】		
4 【圏域】	混雑した場所や感染リスクの高い場面・場所への外出・移動にかかる注意喚起や施設に対する入場制限などの実施の要請等を検討	【各教科等】【部活動】 感染リスクの高い活動(※1)の実施は慎重に検討 【行事】は同上
5 【圏域】 【市町村】	重症化リスクの高い方等に対する外出自粛、施設に対する営業時間の変更、イベントの中止又は延期の検討の要請等を検討	分散登校、対面授業とオンライン授業の併用を検討 【各教科等】 感染防止対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動(※1)は行わない 【行事】 中止又は延期を検討。実施する場合は、基本的感染防止策を徹底 【部活動】 ・1日の活動時間を短縮(2時間程度) ・感染リスクの高い活動(※1)は行わない。ただし、公式大会(※3)出場予定者等は、傷害・事故防止、技能の維持の観点から最小限の活動は認める ・学校が独自に行う練習試合、合宿等は行わない ・部活動終了後に、生徒同士での会食を行わないよう指導を徹底
6 ※2① 【全圏域】	外出自粛・分散登校の実施・施設に対する営業時間の変更、イベントの中止又は延期の検討の要請等、強力な措置の実施を検討	児童生徒同士の接触機会を低減させる観点から、各校の状況に応じて、分散登校、対面授業とオンライン授業や自宅での課題学習を併用 【各教科等】 感染リスクの高い学習活動は行わない 【行事】

6 ※2② 【市町村】	感染の状況や国の基本的対処方針を踏まえた対策を実施	原則実施しない。やむを得ず行う必要がある行事については、参加人数の制限、時間短縮などの感染防止対策を講じた上で実施 【部活動】 原則実施しない。ただし、公式大会出場予定者等は、傷害・事故防止、技能の維持の観点から最小限の活動は認める。また、出場する公式大会の前後においてPCR検査を実施
6 ※2③ 【全圏域】		

※1 感染リスクの高い活動の例

- ・各教科等に共通する活動として、児童生徒が長時間近距離で対面形式となるグループワークや、近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ・音楽における、室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
- ・家庭、技術・家庭における、児童生徒同士が近距離で活動する調理実習
- ・体育、保健体育、部活動における、児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

※2 圏域の感染警戒レベル引上げ基準

区分		医療アラートの発出状況		
		未発出 (上限レベル3)	医療警報 (上限レベル4)	医療特別警報 (上限レベル5)
感染警戒レベル	1			
	2	30.0人以上 (25人以上)	30.0人以上 (25人以上)	30.0人以上 (25人以上)
	3	60.0人以上 (50人以上)	60.0人以上 (50人以上)	60.0人以上 (50人以上)
	4		120.0人以上 (100人以上)	120.0人以上 (100人以上)
	5			180.0人以上 (149人以上)
	6	①県が「医療非常事態宣言」を発出した場合【全圏域】 ②政府が「まん延防止等重点措置」公示、知事が市町村指定【市町村単位】 ③政府が本県を対象とした「緊急事態宣言」を発出した場合【全圏域】		

※人数は直近1週間の人口10万人当たり新規陽性者数

※（ ）内は人口10万人以下圏域に適用する直近1週間の新規陽性者数

※3 高体連、高野連、高文連、中央競技団体等が主催する地区大会、県大会、ブロック大会（北信越大会等）、全国大会

4 特別支援学校における配慮について

特別支援学校については、支援・指導の際に接触が避けられないことや、重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が多いこと、多くの児童生徒がスクールバスや寄宿舎を利用していること等を踏まえた感染予防対策を講じた上で、一人ひとりの状況に配慮して教育活動を進める。

(1) スクールバスの運行

スクールバスの運行に際しては、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近

距離での会話や発声)が同時に重ならないようにするとともに、可能な範囲において、一つひとつの条件が発生しないように以下の点に留意する。

- ① 児童生徒の安全に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
- ② 乗車前に健康観察を行い、発熱等が認められる者は乗車を見合わせる（自宅での休養とする）
- ③ 会話を控えることやマスクの着用について指導すること
- ④ 手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- ⑤ 多くの児童生徒が触れるドアノブ等を消毒すること
- ⑥ スクールバスの感染防止対策について保護者に説明すること

(2) 障がい特性等を踏まえた衛生管理等

特別支援学校に通う児童生徒の障がいの特性を踏まえ、教育活動の際には、以下に留意して衛生管理等を行う。

- ① 視覚障がい
 - ア 児童生徒が移動の手掛かりとしている点字表示や手すりなどを毎日消毒すること
 - イ 触覚教材や拡大教材等の共用を可能な限り避け、やむを得ず教材を共用する場合は利用の都度消毒や手洗いをを行うこと
 - ウ 点字図書の利用の際はマスクを着用し、手で鼻や口を触れないよう指導すること
- ② 聴覚障がい
 - 指導の際は口元が見えるフェイスシールドの使用や文字情報の提供など、コミュニケーションに必要な配慮をすること
- ③ 知的障がい
 - ア 障がいの程度や発達の段階に応じて、基本的な感染症対策を、個々の児童生徒の実態に即した図や絵等を用いてわかりやすく示すこと
 - イ 自ら発熱や体調不良等の身体症状を訴えられない児童生徒もいることから、注意深く健康観察を行うこと
- ④ 肢体不自由
 - スイッチ教材やマット、歩行器等の器具については、使用前に消毒を行うこと
- ⑤ 病弱
 - 児童生徒が入院している場合は、病室に持ち込むことができない教材・教具や補助具等もあるため、病院に相談するなど、教材等の提供について検討すること

(3) 身体的接触を伴う場面での配慮

- ① 食事・歯磨き・着替え等
 - ア 原則として、同時に複数の児童生徒の介助は行わないこと
 - イ 児童生徒の口等を拭いたティッシュペーパー等は、ビニール袋に密封して破棄すること
- ② トイレ支援
 - ア トイレは、常時換気扇を回す等により換気を行うこと
 - イ 児童生徒の排泄中の姿勢保持においては、排泄物の飛沫に留意すること
- ③ 移動
 - 児童生徒同士が手をつないだ後には、手洗い等の指導を行うこと
 - なお、①～③の場面では、手洗いや手指消毒を一人ひとりの支援ごとに行うこと

(4) 寄宿舎における留意事項

① 舎室等

- ア 部屋割りの工夫等により、部屋の密度を下げること
- イ 同じ部屋で複数の生徒が過ごす場合には、マスクを着け、できるだけ1 m以上の間隔をとるよう配慮すること
- ウ 舎室を利用する場合は、以下の点に配慮する
 - ・就寝時、布団と布団の間に簡易な衝立等を立て飛沫防止に努めること
 - ・就寝中は天窓等を開け、送風機等により換気に努めること

② 洗面・食事・入浴等

- ア 洗面の際は、使わない蛇口を指定しておくなど間隔を十分にとるようにすること
- イ 食事の際は、1 m以上の間隔をとり、向かい合わないよう座席を配置し、配膳の際は、手指の消毒、マスクの着用等の基本的な感染症対策を実施して行う
- ウ 入浴は、できる限り個別での入浴指導を行うこととし、衛生管理を徹底すること
- エ 脱衣所は送風機等で換気を行い、舎生の利用は時間差をつけるなどできるだけ密度を下げるよう工夫すること

(5) その他

① 自立活動

教師と児童生徒や児童生徒同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられることから、代替できる指導内容を検討するなど見直しを行うとともに、基本的な感染症対策を講じて実施すること

② 交流活動

- ア 学級、学年、部単位での学校間や地域との交流については、多人数での交流となるため、相手校と感染症対策について十分に検討を行い、実施の可否も含めて判断すること
- イ 個人で参加する副学籍校交流や居住地校交流については、相手校と連絡を取り合い実施について判断すること

③ 就労支援

現場実習等は、受入企業等と事前に十分連絡を取り合い、企業等の了解を得ることができた場合は、感染リスクを回避するための徹底した対策を講じた上で、実施すること

④ 教育相談

来年度入学や転入を考えている児童生徒等の相談や見学については、できる限り密集を避ける等の対策を講じて実施すること

5 陽性者等が発生した場合の対応

(1) 学校内で体調不良等となった児童生徒等への対応

① 抗原定性検査キットによる陽性者の早期発見・早期対応について

ア 検査対象者

新型コロナウイルス感染症の初期症状として見られる症状（咳、咽頭痛、発熱等）を訴える教職員や児童生徒（小学4年生以上）で、直ちには医療機関を受診できない者

※体調不良の場合は出勤・登校せずに医療機関を受診し、自宅で休養することとしているため、出勤・登校後に体調に異変を生じた場合に限る。

イ 検査の実施について

○検査実施体制の整備

- ・学校医と連携し、予め確定診断する医療機関等を決定
- ・検査を実施する際の立会いと実施後の対応をする教職員の役割分担
- ・飛沫感染に留意した検査実施場所の確保
- ・児童生徒や保護者に対し、検査の趣旨、方法等をあらかじめ提示し、保護者から同意を得る。

○検査実施方法

- ・本人（保護者）に検査実施の希望意思を確認した上で、教職員が立ち会いのもと、検体採取から試料滴下の操作まで本人が行う。

○検査実施後の対応

- ・検査キットの判定結果が陽性の場合、予め決定している医療機関に保護者同伴で受診する。
- ・検査キットの判定結果が陰性の場合、かかりつけ医を受診する。

② 感染拡大防止のための環境整備

- ・保護者が迎えに来るまでの間は、他の児童生徒等と接触しないようスペースを区切るなどして保健室等で休養させる。
- ・体調不良者が急激に呼吸困難等、症状が急変することを想定し、休養中は経過観察をしっかりと行える環境を整える。
- ・帰宅させるまでの間、接触する教職員を最小限にし、経過観察をする教職員は、マスクを必ず着用、手指の消毒を行い、ウイルスの体内への侵入を防ぐため、15分間隔で水分補給を行うなど工夫する。
- ・室内の換気を徹底する。（15分間隔）
- ・保健室の検温場所や休養する場所にビニールの間仕切りシート等を設置するなど、教職員が濃厚接触者にならないための工夫をする。
- ・ベッドは、頭を互い違いにするよう配置し、さらに頭部側にはビニールのカーテン（シャワーカーテンなど）を設置するなど飛沫対策の工夫をする。また、エアロゾルの対策として換気の徹底を図る。



キャスター付きラックに
ビニールシートをつける



シャワーカーテンと
カーテンを2重に取
付け、使い分ける



- ・リネンについては、飛沫が付着する首回りなどは取り外しのできるタオルを使用したり、介護用のシーツや使い捨てのシーツなどを使い、その都度交換を行う。



(2) 児童生徒が陽性者となった場合の対応

①特別支援学校の対応

ア 保護者からの陽性判明の連絡を受け、学校は速やかに行動歴の調査を行い、陽性者の感染可能期間（発症2日前以降が感染可能期間となる（無症状の場合は、検体採取2日前以降））における登校歴と周囲の未診断の風邪等の症状を有する者（以下「未受診有症状者」という。）を把握する。

イ 学校は、保健所と連絡を取り合い、県教育委員会（設置者）へ情報を提供するとともに、濃厚接触者の候補者リストの提出（※）など保健所の調査に協力する。（リストには重症化リスクの有無を記載する）

（※）令和4年2月22日付け3教保号外「学校における濃厚接触者候補の考え方について」
参照

ウ 学校は、陽性者となった児童生徒が治癒するまで出席停止とする。陽性者となった児童生徒は、医療機関の指示により登校する。

エ 学校は、保健所からの濃厚接触者特定連絡を受け、保護者にその旨を連絡し、同居家族に重症化リスクの高い者がいるかを聞き取り保健所へ連絡する。

オ 濃厚接触者となった児童生徒については、保健所が指定する期間を出席停止とし、自宅等で健康観察を行う。少しでも体調に異変を感じた場合は、かかりつけ医等に相談するよう勧める。

カ 学校は、保健所及び学校薬剤師等と連携し、消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液等により当該陽性者が活動した範囲の消毒を行う。

② 中学校、高等学校の対応

ア 保護者からの陽性判明の連絡を受け、学校は速やかに行動歴の調査を行い、陽性者の感染可能期間（発症2日前以降が感染可能期間となる（無症状の場合は、検体採取2日前以降））における登校歴と陽性者周囲の未受診有症状者を把握し、これらの者を出席停止とする。

イ 学校は、陽性者となった生徒が治癒するまで出席停止とする。陽性者となった生徒は医療機関の指示により登校する。

ウ 学校は、陽性者が発生した学級以外の生徒も含め、陽性者と接触があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食した場合、またはそれと同等に感染可能性が高いと見込まれる場合(*)は、陽性者の最終登校日から7日を経過するまで出席停止とする。出席停止とした生徒の保護者には子どもの健康観察の徹底を呼びかけ、体調に異変を感じた場合には、かかりつけ医等に相談・受診をするよう勧める。

（*）接触の程度は「新型コロナウイルス感染症陽性者が確認された事業所等の方へ」のチェックリスト参照

エ 学校は、保健所及び学校薬剤師等と連携し、消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液等により当該陽性者が活動した範囲の消毒を行う。

③ 臨時休業の判断

県教育委員会（設置者）は、学校医の助言等を踏まえて学校の全部または一部の臨時休業の可否を判断する。

ア 学級閉鎖等の条件

（学級閉鎖）

次のいずれかに該当した場合は、学級閉鎖とする。

- ・陽性者（*1）が1名発生し、その者の最終登校日から5日を経過するまでに2人目の陽性者が発生
- ・陽性者が1名発生し、その者の最終登校日から5日を経過するまでに周囲に未診断有症状者（*1）が2名発生
- ・陽性者が1名発生し、一定数（*2）の濃厚接触者（相当者（*3））が存在

※濃厚接触者候補者を特定した時点で実施

（*1）感染可能期間（発症2日前以降が感染可能期間となる（無症状の場合は、検体採取2日前以降））に登校歴のある者に限る

（*2）35～40名の学級の場合は5名程度、少人数の学級の場合は10%程度が目安

（*3）濃厚接触者相当者とは、学校で陽性者が発生した場合に行う行動歴調査において「濃厚接触チェックリスト（事業所等用）」により濃厚接触の可能性があると判断された者

（学年閉鎖・学校閉鎖）

学年内で複数の学級を閉鎖するなど学年内で感染が広がっている可能性が高い場合には学年を、学校内で複数の学年を閉鎖するなど学校内で感染が広がっている可能性が高い場合には学校全体を閉鎖する。

イ 学級閉鎖等の期間

陽性者（*）の最終登校日から5日を経過するまで

（*）複数の場合は、最終登校日が最も遅い者

ウ 部活動や講座においても、上記学級閉鎖と同様の対応をとる。

エ 特別支援学校については、学校医等に相談して慎重に対応する。

（3）児童生徒が学校外の陽性者の濃厚接触者となった場合

- ① 保護者から学校に情報提供があった場合、学校は県教育委員会（設置者）に情報提供する。
- ② 学校は、児童生徒を保健所が指定する期間を出席停止とする。

（4）教職員が陽性者又は濃厚接触者となった場合

（2）②と同様の対応とし、服務上の取扱いは特別休暇とする。

6 学びの保障について

- （1）新学習指導要領の趣旨にのっとり、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成できるよう、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に努めるとともに、学校の授業と家庭学習両面の工夫・改善を図り、児童生徒の学びを保障する。
- （2）感染拡大により休業又は分散登校が必要となった場合には、児童生徒の学びを保障す

るため、各校において作成した「学びの継続計画」等に基づいて対応する。

(3) 学級等が閉鎖された場合の対応については、以下を踏まえたうえで、オンラインを活用した学習を行う。

① タブレット端末の持ち帰り

- ・ 公用端末を家庭で利用できるよう、学校は持ち帰りに係るルールを工夫
- ・ 家庭のWi-Fi環境の状況を予め把握し貸出用ルーターの活用や公衆Wi-Fiが利用できる施設等を確認

② オンライン授業

学校の実情にあわせ、臨時時間割の作成や指導計画の見直しとともに、次の方法を組み合わせるなどし、学びの機会を保障

- ・ ビデオ会議システムを活用したフルオンライン授業
- ・ オンデマンドで視聴できる授業動画
- ・ クラウドを利用した課題配信

③ 学級活動

学級担任は毎日児童生徒の健康観察を継続するとともに、児童生徒の相談や保護者との面談を行う等、心のケアを実施

(4) 新型コロナウイルス感染症対策のためやむを得ず登校できない以下の場合にあつては、登校できなかった日数を「欠席日数」としては扱わない（指導要録上は「出席停止・忌引等の日数」とともに、当該児童生徒に対しては遠隔学習等により学びを保障する。

- ・ 児童生徒の感染が判明した場合又は児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- ・ 児童生徒が体調に異変を感じた場合
- ・ 児童生徒の同居の家族が体調に異変を感じた場合
- ・ 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒について、主治医の見解を保護者に確認などした上で、校長が登校すべきでない判断した場合
- ・ 児童生徒や保護者が、登校について不安を持ち、保護者の判断により児童生徒が登校を見合わせた場合において、校長が出席しなくてよいと認めた場合

7 児童生徒の心身のケア等について

すべての児童生徒が、表面上は元気そうに見えても、新型コロナウイルス感染症に伴う心理的な影響を受けていることが考えられる。

このため、以下のとおり児童生徒の心のケア等を行う。

(1) スクールカウンセラー等との連携による児童生徒への支援

担任等が定期的に児童生徒と面談等を行うなどにより状況を把握し、必要に応じて学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、不安を抱える児童生徒に対して、家庭も含めた必要な支援を実施

(2) 相談窓口の周知

LINE相談「ひとりで悩まないで@長野」や学校生活相談センターなどの相談窓口を児童生徒に周知する。

(3) やむを得ず登校できない児童生徒に対する支援

- ・ 家庭訪問や電話連絡等により状況を把握し、個に応じた丁寧な支援を実施
- ・ スクールカウンセラーによるオンラインカウンセリング等を実施

- (4) 新型コロナウイルス感染症に係るいじめや偏見の未然防止
- ・児童生徒のための新型コロナ差別・偏見等相談専用ダイヤルの設置
 - ・人権教育の推進
 - ・指導資料を活用した啓発
- (参考：心の支援課「差別・偏見の心をもたないために」、文部科学省啓発動画など)
- (5) 感染が確認された学校への支援
- ・学校からの要請に応じ、養護教諭・スクールカウンセラー・指導主事等で構成するサポートチームを派遣
 - ・学級担任等が児童生徒の心の健康状態を把握し差別や偏見を未然に防ぐため、面接等で活用できる「聴き取り票」を配付（令和2年9月14日付け心の支援課長通知参照）
- (6) 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（後遺症）について
- ・児童生徒及び教職員が、罹患後2か月以上症状が持続し登校（出勤）に支障をきたすことがあることを共通理解する。
 - ・罹患後症状が疑われる場合は、かかりつけ医、受診・相談センターに相談するよう助言する。

8 ワクチン接種について

- (1) 児童生徒及び保護者が、ワクチンの効果や副反応のリスクについて正しい知識を持った上で接種を判断できるよう適宜情報提供を行う。
- (県ホームページ：新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について)
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/vaccine.html>
- (2) ワクチン接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう以下について留意する。
- ・ワクチンの接種は強制ではないこと
 - ・周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと
 - ・身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること
- (3) 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱い
- ・医療機関等でワクチンの接種を受ける場合は、欠席としないなどの柔軟な取扱いをする。
 - ・接種後、発熱等の風邪の症状が見られるときには、学校保健安全法第19条の規定（の準用）に基づく出席停止の措置をとる。
 - ・発熱等の風邪の症状以外があった場合には、保護者から状況を聴取し、「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」による出席停止の措置をとる。
- (4) 児童生徒と接する大人（教職員、児童生徒の同居家族等）にワクチン接種の検討を呼びかける。
- (5) ワクチン接種による副反応が長期にわたっている児童生徒等への支援
- ・所管する自治体または主治医に相談するよう助言する。

9 地域の感染状況の把握について

学校は、欠席者の情報をまとめて「学校等欠席者・感染症情報システム」に入力を行い、県教育委員会(設置者)、学校医等及び地域学校と情報共有し、早期の感染症対策に努める。また、陽性者等が発生した場合は、以下のとおり報告する。

(1) 県立中学校・高等学校の報告

- ① 児童生徒及び教職員が感染者(陽性者)となった場合は、電話で高校教育課へ報告するとともに、ながの電子申請サービスに入力し報告する。
- ② 陽性者が学校内に複数発生し集団感染が疑われ、累計5名となった場合は、保健厚生課及び高校教育課へ電話による状況報告とながの電子申請サービスへ入力する。

(2) 特別支援学校の報告

- ① 児童生徒及び教職員が感染者(陽性者)、濃厚接触者及び検査実施対象者となった場合は、電話で特別支援教育課へ報告するとともに、ながの電子申請サービスに入力する。
- ② 陽性者が学校内に複数発生し集団感染が疑われ、累計5名となった場合は、保健厚生課及び特別支援教育課へ電話による状況報告するとともに、ながの電子申請サービスに入力する。

マスク着用についての目安

令和4年6月3日(令和4年6月7日改定)

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

(監修:長野県新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会)

1 はじめに

マスクの着用は、口や鼻からのウイルスの飛散・吸い込みを抑制する効果があり、新型コロナウイルスの基本的な感染防止対策として重要です。今回、国のリーフレットの内容について、専門家の知見を踏まえ、より実態に即した目安として、県民の皆様にお示しするものです。

ただし、マスク着用に関しては、感染を最大限防ぐためできるだけマスクを着用したい方、触覚・嗅覚等の感覚過敏や呼吸器機能の障害などによりマスク着用が困難な方など、様々な方がいらっしゃいます。マスク着用については、他者に配慮し、お互いの対応を尊重していただくようお願いします。

2 場面に応じたマスクの着用

咳やくしゃみ、発熱等の症状がある場合には、新型コロナウイルス感染の可能性があることから、他者への感染リスクを最大限低下させるため、場面に関わらず、マスクの着用が基本です。(この場合には、外出はできるだけ控え、医療機関の受診をお願いします。)

(1)マスクの着用を推奨する場面

○近く(2m以内程度)で人と会話をするとき

☞飛沫感染のリスクを低下させるため

○屋内にいるとき(自宅や個室等でお一人又は同居のご家族と過ごす場合等を除く。)

☞エアロゾル感染のリスクを低下させるため

※子どもの発達への影響等に鑑み、未就学児(小学校入学前)の子どもについては、マスク着用を一律には求めません。特に2歳未満児にはマスク着用は推奨しません。

(2)マスク着用が必要ない場面

○屋外において近距離での会話をしない場合には、マスク着用は必要ありません。

(特に、これから夏場に向けてはマスクを外すことを推奨します。)

(3)高齢者等への配慮

高齢者や基礎疾患をお持ちの方など重症化リスクの高い方を守るため、これらの方と会話する場合や、病院・診療所、高齢者福祉施設・障がい者福祉施設の中では、マスク着用を基本とします。

(4)状況に応じたメリハリのある対応

上記のほか、屋外であっても人が密集する場合、屋内であっても人が少なくほとんど会話がな場合等様々な場面が考えられます。そのため、各施設の管理者やイベント主催者等からの呼びかけにご協力いただくほか、マスク着用の意味を理解した上で状況に応じたメリハリのある対応を心がけていただくようお願いいたします。

3 その他のご留意いただきたい事項

- (1) 着用が求められる場合等に備え、外出の際はマスクを携帯してください。
- (2) 熱中症を防ぐため、適切な対策を実施しましょう。
 - 屋外では ・日傘や帽子の着用・日陰の利用、こまめな休憩等
 - 屋内では ・扇風機やエアコンで温度を調節・遮光カーテン、すだれを利用等
 - 屋外でも、屋内でも、のどの渇きを感じなくてもこまめに水分を補給

長期休業および休日の部活動における感染防止対策チェックカード

顧問がチェック、保管

月 日 () 部(班) 【記入者 _____】

日常練習のチェック項目。 を確認し、実施できたら してください。

<input type="checkbox"/> 活動前	<input type="checkbox"/> 発熱・体調不調者が参加していない <input type="checkbox"/> 家族に症状のある生徒は参加していない <input type="checkbox"/> 更衣室・部室は、換気をしながら少人数・短時間で使用する <small>※長時間の使用や飲食は禁止</small> <input type="checkbox"/> 石けんで手洗い・手指消毒をしている
<input type="checkbox"/> 活動中	<input type="checkbox"/> タオル・水分補給ボトル・ビブスは共有しない <input type="checkbox"/> 休憩中や練習切り替え時に、石けんで手洗い・手指消毒・水分補給などこまめに行う <input type="checkbox"/> 活動場所の常時換気または、定期的な換気タイムをつくる <input type="checkbox"/> 運動をしていない際は、マスクを着用している <small>※熱中症のリスクが高いときは、適宜マスクを外すなど、熱中症への対応を優先する</small> <input type="checkbox"/> ミーティング中は、密集密接を避け、大きな声を出さない。 <input type="checkbox"/> 試合中のタイムアウト時など、マスクなしで会話をするときには、タオルなどで口を覆う
<input type="checkbox"/> 昼食時	<input type="checkbox"/> 昼食前に、健康観察を実施 <small>(体調不良など不安があるときは、昼食前に早退)</small> <input type="checkbox"/> 飲食物は各自用意する <input type="checkbox"/> 教室・控え室などで昼食を取る場合は換気を行う <input type="checkbox"/> 対面・密集密接での飲食は避け、食事中の会話は控える <input type="checkbox"/> 昼食前後に、石けんで手洗い・手指消毒する
<input type="checkbox"/> 活動後	<input type="checkbox"/> 使用した用具・物品の消毒(ボール、器具、楽器、道具など)及び練習会場のドアノブ・手すり・トイレなど、人が接触する機会の多い箇所の消毒を行う <input type="checkbox"/> 更衣室は、換気をしながら少人数・短時間で使用する <small>※長時間の使用や飲食などは禁止</small> <input type="checkbox"/> 活動後の健康観察の実施 <input type="checkbox"/> 活動終了後、石けんで手洗い・手指消毒をする
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 練習試合などの活動について、校長に相談し判断を仰いだか <input type="checkbox"/> 練習試合など、相手校と感染症対策や健康状態の把握について確認しあったか

練習試合<相手学校名:

>